

# 平成20年度

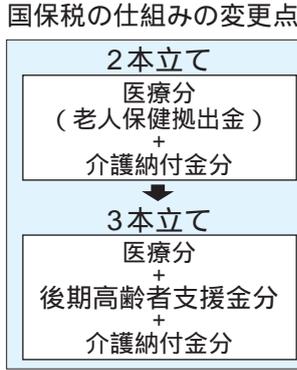
## 国民健康保険税の 税率が決定しました



国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費、後期高齢者の医療費を現役世代から支援する費用および介護保険の介護サービス・介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。平成20年度の国民健康保険税の税率が決まりましたのでお知らせします。

### 平成20年度 国保税の仕組みの 変更ポイント

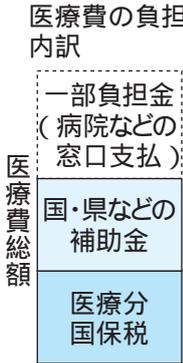
長寿医療制度(後期高齢者医療制度)がスタートし、国民健康保険税の課税方式は、左表のとおり、医療分と介護納付金分の2本立てから、新たに後期高齢者支援金分を加え、3本立ての課税方式になります。



式になります。  
合併後、3年間実施してきた不均一課税を廃止し、豊岡市で一律の税率(額)になります。

**医療分**  
1年間に予想される医療費の総額から算定します

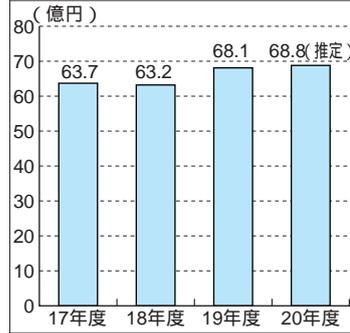
医療分は、医療費の総額から病院等で支払う一部負担金や、国・県などの補助金を差引いた額を国保税として負担します。



医療分の税率(額)

税率(額)の区分	税率(額)
所得割(所得に応じて)	4.88%
資産割(固定資産税に応じて)	22.65%
均等割(被保険者数に応じて)	21,700円
平等割(1世帯につき)	17,400円
特定世帯(注1)	8,700円
賦課限度額	470,000円

医療費総額の推移(推計)



後期高齢者支援金分の税率(額)

税率(額)の区分	税率(額)
所得割(所得に応じて)	0.93%
資産割(固定資産税に応じて)	4.32%
均等割(被保険者数に応じて)	4,200円
平等割(1世帯につき)	3,400円
特定世帯(注1)	1,700円
賦課限度額	120,000円

後期高齢者支援金の負担内訳



### 《長寿医療制度の 財政イメージ》

後期高齢者支援金(現役世代からの支援金) 約4割	公費 約5割 国:県:市 = 4:1:1
保険料 約1割	

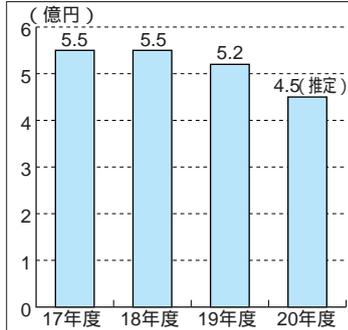
後期高齢者支援金は、74歳以下の方が加入する各医療保険者が後期高齢者の医療費の約4割を負担し合う額です。支援金分国保税は、負担する支援金の額から、国・県などの補助金を差引いた額を国保税として負担します。

**後期高齢者支援金分**  
国の毎年定める高齢者の医療費の額により決定します

介護納付金分の税率(額)

税率(額)の区分	税率(額)
所得割(所得に応じて)	1.40%
資産割(固定資産税に応じて)	7.38%
均等割(被保険者数に応じて)	8,000円
平等割(1世帯につき)	4,600円
賦課限度額	90,000円

介護納付金の推移(推計)



介護納付金の負担内訳



介護納付金分は、介護給付費・地域支援事業支援納付金の額から国・県などの補助金を差引いた額を国保税として負担します。

**介護納付金分**  
国が定める介護費用の額により決定します

## 所得割の計算方法

<b>【給与所得】</b> 給与所得控除後の金額 (給与収入額-控除額)	基礎控除 33万円	×	医療分 所得割税率
<b>【年金所得額(雑所得)】</b> 年金所得額 (年金収入額-控除額)			後期高齢者 支援金分 所得割税率
<b>【事業所得・不動産所得】</b> 事業所得額等 (収入額-必要経費)			介護納付金分 所得割税率
<b>【分離課税の譲渡所得】</b> 譲渡所得 (収入額-必要経費-特別控除額)			

所得の申告が必要です  
 国民健康保険に加入している方は、所得の有無にかかわらず、申告してください。  
 国保税には軽減・減免制度があります

### 軽減制度

低所得世帯に対する軽減  
 平成19年中の総所得金額により、国保税の軽減制度があ

ります。次のような世帯は、均等割額および平等割額を軽減します。

平成19年中の総所得金額(世帯主と被保険者の合計)が下記の金額以下の世帯

7割軽減	33万円
5割軽減	33万円+(世帯主を除いた被保険者数)×24万5千円
2割軽減	33万円+(被保険者数)×35万円

低所得世帯であり、特定世帯に対する軽減(5年間)  
 長寿医療制度の創設時またはそれ以降に75歳になる方が、国保から長寿医療制度に移行することにより、世帯の国保被保険者が減少しても、国保税の軽減判定の際に、旧国保被保険者の所得および人数も含めて判定を行う軽減措置が設けられました。ただし、対象となる課税区分は、医療分と後期高齢者支援金分のみです。

### 減免制度

災害・生活困窮世帯に対する減免など

災害、その他特別の事情により、国保税を納めることが困難となった場合には、その

程度により国保税の一部が減額される場合があります。詳細は、税務課市民税係まで問い合わせください。

被用者保険等の被扶養者が国保被保険者となったことによる減免(2年間)

長寿医療制度の創設時またはそれ以降に75歳になる方が被用者保険等の被保険者(本人)から長寿医療制度に移行し、その被扶養者が国保被保険者(65歳以上)となった場合には、所得割および資産割が免除され、均等割および平等割が2分の1に減額されるなどの激変緩和措置があります。詳細は、市民課国保医療係まで問い合わせください(原則申請書の提出が必要です)。

65歳以上の被保険者のみで構成される国保世帯の世帯主の方は、原則、納付方法が特別徴収(年金からの天引き)に変更となります

特別徴収(年金からの天引き)は、10月の年金給付分から開始されます。特別徴収となるのは、次の条件のすべてに該当する場合です。

世帯主が国保に加入  
 国保加入の世帯員全員が65歳以上

特別徴収の対象となる年金給付の金額が、年額18万円以上

介護保険料および国保税の合計額が、年金支給額の2分の1以下

前記の条件のうち、1つでも該当しないものがある場合には、普通徴収(従来どおりの納付方法で、納付書または口座振替)となります。

また、特別徴収の条件に該当する場合でも、口座振替により納付している方で滞納がない場合は、特別徴収に変更せず今までどおり口座振替による納付方法が継続されます。特別徴収に変更となる方については、国保税納税通知書の「特徴分」欄に金額等を記載しますので確認ください。

特別徴収月	
10月	本徴収
12月	
2月	仮徴収
4月	
6月	
8月	

### 納付方法の変更

10月から特別徴収予定の場合でも、口座振替により納付

する方は、申し出ることにより、納付方法を変更することができます(ただし、国保税の滞納がないことが要件)。

申出先 税務課市民税係または各総合支所市民生活課  
 申出期限 7月31日(木)  
 持参するもの 預貯金通帳、届出印

すでに金融機関・郵便局で口座振替の手続きをしている場合は、口座振替依頼書の控えを持参してください。申し出後、速やかに特別徴収中止の手続きを行います。期限を過ぎてからの申し出の場合は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、12月以降の中止手続きとなります。

### 《問合せ》

医療・給付に関すること  
 市民課国保医療係  
 ☎21・9061

申告・課税・特別徴収の変更に関すること  
 税務課市民税係  
 ☎21・9045

納税相談・納付に関すること  
 税務課収税係  
 ☎23・1118

各総合支所市民生活課